

吉備三国の国名表記と大宝令

岩本健寿

はじめに

「吉備」と呼称される地域（およそ岡山県全域及び広島県東部）には、造山古墳・作山古墳をはじめとした大古墳が存在し、かつては、日本列島内において、ヤマト王権に次ぐ勢力の首長連合が存在したとされる。また、『古事記』や『日本書紀』（以下、『書紀』）のなかには、彼ら吉備地域の首長連合によるヤマト王権への「反乱」伝承も收められており、キビとヤマトとの抗争の様相も一部伝えられている。

そのような吉備地域に対し、ヤマト王権は、六世紀前半、後の備後地域に後城屯倉・多爾屯倉・来履屯倉・葉稚屯倉・

河音屯倉を（安閑紀）、欽明朝において、後の備前地域に白猪屯倉・児島屯倉をそれぞれ設置し、その支配を強化していくたとされる。そして、いっしか、「吉備国」という枠組みが形成され、天武朝に至り、「吉備国」は三国に分割される一方、そこへ「吉備總領」や「吉備大宰」なるものが設置され、さらに、元明朝の和銅六年（七一二）には備前国を割いて美作国が成立した。このようにして、かつての「吉備」というまとまりは、八世紀の前半までに四つの令制国として分けられた。

ただし、美作国を除く三国については、七世紀後半から八世紀初頭にかけて、「備前国」や「備中國」など、後に一般的に用いられる国名表記とは異なる表記をされていた

前国」や「吉備道中国」といった文字列をもつ木簡が複数出土しているためであり、これらが、同じ木簡上における他の文字列から判断して、それぞれ、備前国と備中國を指すことは間違いないからである。

現在、我々の使用する旧国名（国＝令制国）は、千数百年余の歴史を有する。しかし、それらの表記については、たいていの国々に幾通りかの表記が確認される。すなわち、旧国名表記は、常に、現在のように画一的なものであったわけではない。

国名表記のそうした在り方が劇的に変化し、統一される

時期は、史料上における状況から判断して、八世紀である。この点について、かつて、多くの研究で画期ととらえられていた史料は、いわゆる和銅六年五月の「好字令」であった。そこには、

畿内七道諸国郡郷名、着⁽¹⁾好字⁽²⁾。（後略）

とあり、和銅六年五月、諸国郡郷の表記に「好字」を用いることが命じられた。すなわち、これを契機として、諸国の表記が、以後長らく用いられるものに統一されたと考えられていたのである。

一方、正倉院文書等の文書や木簡などにおける表記を検討すると、おおよそ慶雲四年（七〇七）頃までには、すなわち、和銅の「好字令」を待たずに、国名表記の統一が完

了していたとされる。⁽³⁾さらに、国名表記統一化を中心政府による画一的政策ととらえ、全国の事例をより詳細に検討すると、慶雲元年二月一日以降同年の前半中に国名表記の統一がなされたとする結論に導かれるという。そこでは、慶雲元年四月の諸国印鑄造とその頒下に画期をもとめ、鑄造される印の刻面での表記（□□国印）に都合のよいため、「（二文字）十国」表記が採用されたと述べる。そして、その場合、前出の和銅六年の「好字令」は、諸国の郡郷名をその対象としていたのであって、「畿内七道諸国郡郷名」と訓ずるべきであると指摘する。

とはいって、このような令制国名表記をめぐる諸学説のなかにあって、和銅の「好字令」に、国名表記統一の画期をもとめる見解もいまだ根強い。例えば、前掲「備道前国」・「吉備道中国」という吉備諸国の表記については、天武朝での国境画定事業にともなって制定されたものであり、それは和銅の「好字令」まで続くとされる。⁽⁴⁾この見解には、それに反する示唆もあるが、いずれにしろ、対象の木簡を詳細に検討しているとは言いがたく、結局のところ、表記としての「備前国」・「備中國」・「備後国」の成立時期については明確に考察されていない。

そこで、本稿では、まず、七世紀後半の「吉備」の分割について確認した後、七世紀後半から八世紀初頭にかけて

の木簡上における吉備諸国の表記を検討し、さらに、同時期の吉備地域をめぐる政治的動向を加味しながら、対象表記のはらむ問題について迫りたい。

一 「吉備」の分割

実は、ヤマト王権が、いつ頃から吉備地域を「吉備（キビ）」として把握していくのかは明確ではない。とりあえず、大化革新以降に限定すると、『書紀』において「吉備」または吉備諸国のいずれかが初出するのは、人名を除くと、天武天皇元年（六七二）六月丙戌条である。そこには、
遣佐伯連男於筑紫、遣樟使主磐手於吉備國、並悉
令興兵。仍謂男与磐手曰、其筑紫大宰栗隈王与
吉備國守當摩公廣島（後略）、
とあり、壬申の乱の最中、近江朝廷は、佐伯連男を筑紫へ、樟使主磐手を「吉備國」へそれぞれ遣わすことに決定し、その派遣の際、彼らに、筑紫大宰の栗隈王と「吉備國守」の当摩公廣島とについて語っている。ここでは、「吉備國」や「吉備國守」の存在が確認される。「吉備國」は、後に美作・備前・備中・備後各國に分けられる地域のことを指し、そこを統治する官職として、「守」、すなわち「吉備國

守」が位置づけられていたと考えられる。おそらく、当時の呼称は、「国守」ではなく「国宰」であつただろうが、いずれにせよ、壬申の乱当時、そして、少なくともその前代の天智朝からは、吉備地域は「吉備國」としてヤマト王権に把握され、「吉備國守」がその統治に従事していたことがわかる。

『書紀』における「吉備」または吉備諸国の次の用例は、天武天皇二年三月壬寅条で、

備後國司、獲白雉於龜石郡而貢。乃當郡課役悉免。
仍大赦天下。

とあるのがそれである。ここでは、「備後國司」が、白雉を管下の龜石郡で捕らえたので、それを中央に貢納したという。

その次の用例は、天武天皇二年七月戊午条で、そこでは、

信濃國・吉備國並言、霜降亦大風、五穀不登。

とあって、信濃國と「吉備國」が、霜と大風のため、五穀の不作を申告している。

さて、以上の三史料は、「吉備」分割を論じる際に必ずふれられるものである。その際、壬申の乱当時、吉備地域が「吉備國」として把握されていたことについては、諸学説が同意するところである一方、その分割の時期をめ

ぐつては、幾つかの説に分かれる。

まず、吉備研究の立場からは、『書紀』天武天皇二年三月壬寅条の「備後国司」に注目し、「吉備国」の分割は、壬申の乱直後、天武天皇二年三月以前になされたとする考

察が目立つ。⁽⁶⁾ そこでは、『書紀』天武天皇二年七月戊午条の「吉備国」は、五穀不作の申上が吉備大宰からなされたため、それを反映した表記であるとする。一方、その

「吉備国」に注目し、これ以降、すなわち天武天皇二年七月以降、「吉備国」が分割されたとする見解もある。⁽⁷⁾ ここでは、『書紀』天武天皇二年三月壬寅条の「備後国司」は、同条内の「龜石郡」に引きずられた表記であるという。また、こうした吉備研究の立場とは異なり、令制国や律令国家の成立過程を研究する立場からは、吉備地域の特殊性を際立たせる必要はなく、他の諸国と同じ時期に「吉備国」も分割されたとされる。⁽⁸⁾ すなわち、天武天皇二二二一年における諸国の国境画定事業がなされた際に、「吉備国」も分割されたとするのである。

以上のように、「吉備国」分割の時期をめぐる見解は、いまだに統一を見ない。本稿でも、論を先に進めるため、「吉備国」分割の時期について詳細な検討はせず、天武朝になされたと分割時期を広く設定しておくにとどめたい。

このようにして、天武朝下で後に「備前国」・「備中國」・

「備後国」と称される各國が成立し、そして、和銅六年（七二三）四月に至り、美作国が備前国から分立した。『続日本紀』（以下、『続紀』）和銅六年四月乙未条には、

割備前国六郡、始置美作国。

とあり、備前国の中郡を美作国として成立させたことがわかる。その六郡については、『延喜式』民部省式（上）6条で、山陽道条に、

美作国 上 管英多 勝田 苦東 苛西
久米 大庭 真島

とある各郡が、原則それにあたる。すなわち、『延喜式』撰進当時、美作国には、英多・勝田・苦東・苦西・久米・大庭・真島各郡が存在していたが、このうち、苦東・苦西両郡は、『日本三代実録』貞觀五年（八六二）五月二六日条で、

分美作国苦田郡、為苦東・苦西郡。

とされ、もとは苦田郡という一郡であつたことがわかるので、成立当初の美作国は、英多・勝田・苦田・久米・大庭・真島各郡から構成されていた。

これらの各郡は、当然、美作国分立以前は備前国であつたのだが、それを示す編纂史料はない。ただし、木簡では確認できる。「備前国勝間田郡」という木簡が二例あり（詳細は次節にて）、勝間田郡（＝勝田郡）が「備前国」の郡であつたことがわかる。また、「備道前国勝間田郡」と

する木簡も一例確認できるが（詳細は次節にて）、そこは、「備前国」ではなく「備道前国」なる表記が確認される。そこで、次節にて、「備道前国」表記など、木簡上における古備諸国の表記を検討したい。

二 木簡上における古備諸国の表記

⑨・備道前国勝間田郡	鴨里□□□	110,17,5 011
⑩・□□□□田郡カ	□□□□□□□□□□	不記載 6032
⑪・備前国勝間田郡荒木田里	五□□□部□□□俵五斗	不記載 6081
⑫・吉備道中国加夜評	葦守里俵六□	111,24,3 031
⑬・吉備道中国淺口評神部	⑯・己亥年十月吉備□ ^{申カ}	(169),(11),4 081
⑭・評輕部里□ ^{大カ}	⑮・吉備中国下道評一万部里	(114),24,3 039
⑮・多比大贊	⑯・吉備中國下道郡	185,(9),6 031
⑯・矢田里矢田部刀祢 ^{季カ}	矢田里矢田部刀祢 ^{季カ}	158,(20),4 032
⑰・備中國下道郡矢田部里春税五斗	⑰・備中國下道郡矢田部里春税五斗	196,(15),5 032
⑱・備□□浅口郡	⑲・備後国□□斗一升	不記載 6039
⑲・備後国□□斗一升	146,27,4 031	
以上のうち、①～④は「吉備」を、⑤～⑪は「備前国」またはそれと同意義の文字列を、(9)～(11)は後の美作地域)、		
⑫～⑯は「備中國」またはそれと同意義の文字列を、⑲は「備後国」を、それぞれ明記してあることがわかるだろ。		

(112),(23),2 039

吉備二国の国名表記と大宝令

さて、これらの中なかで、前節末尾でふれた木簡は⑨⑩⑪である。それらには「郡」が記載されている。そのため、⑨⑩⑪の文字列は、大宝令施行以降に書かれたと判断される。また、備前國の他の事例（⑤⑥⑦⑧）も、大宝令施行後の木簡とみなして間違いない。というのは、まず、⑦⑧については、「郡」記載のために大宝令施行後のものと判断でき、さらに、⑤⑥についても、その出土状況から、大宝令施行後のものと判断できるためである。⑤⑥は、同一の溝SD一七〇から出土しており、⑤⑥発掘時（第二七次調査）において、同溝から出土した木簡（八七八点）のうち、年紀記載は和銅元年（七〇八）が二点のみで、また、荷札は「郡」表記のみしか確認されないため、⑤⑥出土区より出土した木簡は、「大宝令施行以後のものと考えられる」という。よって、⑤⑥は、大宝令施行以後に作成されたことがわかる。⁽¹¹⁾ということは、備前國の表記には、「備前國」（⑤⑥⑦⑧⑩⑪）と「備道前國」（⑨）とが確認され、対象となつた木簡は、すべて、大宝令施行期のものであることが指摘できるだろう。

では、備中地域はどうだろうか。まず、⑫⑬は、ともに「吉備道中國」という記載を有する。「加夜評」（⑫）や「淺口評」（⑯）という記載から判断して、「吉備道中國」が備中國を示すことは確実であり、また、ともに、「評」

が明記されるため、大宝令施行以前に作成された木簡であることともわかる。同様に、⑭についても、「評」が表記される上に、「己亥年」（＝文武天皇三年〔六九九〕）記載がなされているので、大宝令施行以前の作成であることが確実である。

次に、⑮⑯であるが、両事例には、ともに「吉備中國」という記載が確認され、それぞれ「下道評」（⑮）や「下道郡」（⑯）といった表記も同時に確認されるため、「吉備中國」は、前述の「吉備道中國」と同じく、備中國を示すものである。ただし、⑮では「評」が明記され、⑯では「郡」が明記されるため、前者の木簡は大宝令施行以前の作成、後者の木簡は大宝令施行以後の作成と結論づけられる。

備中國の表記について、「吉備道中國」や「吉備中國」が確認される一方、「備中國」とする事例が⑰⑱である。両事例は、ともに「郡」を表記するため、大宝令施行以後に作成された木簡と考えられる。

以上、備中國を示す用例をまとめると、備中國の表記には、「吉備道中國」（⑫⑬）・「吉備中國」（⑮⑯）・「備中國」が確認された。なお、⑭の「吉備_{甲カ}」については、⑭の木簡が下部欠落のために推論に寄らざるを得ないが、⑫⑬のように「吉備道中國」、もしくは⑮⑯のように「吉備國」となつていたことが確実であろう。

さらに、以上の検討からは、我々が一般的に親しんでいる「備中國」表記は大宝令を遡らないことが浮上してくる。すなわち、飛鳥淨御原令制下では、「吉備道中國」または「吉備中國」の表記しか確認されず、「備中國」表記については、大宝令施行後における成立が推されるのである。そして、この傾向は、備前地域にも共通する。おそらく、「備前國」・「備中國」・「備後國」という表記は、大宝令施行後に創出されたものだろう。その上、⑤⑥⑦⑩⑪⑯⑰⑱がすべて藤原宮跡から出土していることから、「備前國」・「備中國」・「備後國」表記の成立は、和銅二年（709）の平城遷都以前のことと考えられる。すなわち、和銅六年の「好字令」以前に「備前國」・「備中國」・「備後國」表記が成立していたことはほぼ間違いないのである。

最後に、備後地域について検討したい。とはいっても、ここでの事例は⑯一例であって、しかも、この事例は、表記や出土木簡として木簡の作成年代を推論することのできないものである。というのは、⑯木簡の共伴木簡については、「出土木簡の年代については、大宝以前七点、大宝以後六点であり、また荷札も「評」⁽¹²⁾表記一六点、「郡」表記一一点である」とされるためである。そこで、ここでは、「備前・備中両地域の検討から得られた結果、すなわち、「備前國」・「備中國」・「備後國」表記は大宝令施行後のみ

に確認されるとする結論を⑯に演繹させ、⑯木簡を大宝令施行後の作成と考える。

以上、「備前國」・「備中國」・「備後國」表記は大宝令施行後、平城遷都以前に成立したことがわかった。つまり、吉備諸国においても、和銅六年の「好字令」を待たずに、国名表記の統一がなされていたのである。令制国名の表記統一についての諸研究については「はじめに」でふれたが、それらの成果を考慮するならば、「備前國」・「備中國」・「備後國」表記の成立時期も、大宝令施行から数年の間に限定されることだろう。

三 「吉備道」

前節では、吉備諸国の表記について検討してみたが、そこでは、「備前國」・「備中國」・「備後國」表記は大宝令施行後まもなく成立するとの推論を得た。一方、それ以前、すなわち、飛鳥淨御原令制下では、「吉備道中國」や「吉備中國」といった表記がなされていたと考えられる。これらに類似する用例として、前節木簡⑨の「備道前國」が挙げられる。前節木簡⑨は、大宝令制下の作成ではあるものの、飛鳥淨御原令制下に通ずる要素を見いだせよう。⁽¹³⁾

ところで、それらに共通する「吉備道」（「備道」）とは

何を示すのであらうか。前節木簡④にも確認できる「吉備道」は、習書の対象になっていたことがわかるが、これに關して、『和名類聚抄』では、吉備三國に以下のような和訓が掲げられている。

備前：支比乃三知乃久知

備中：吉備乃美知乃奈加

備後：吉備乃三知乃之利

三者には、「キビノミチ」が共通し、「吉備道」が表記上消え去つてもなお、和訓では「キビノミチ」が存続していたことを物語る。ただ、ここでは、「備」に「キビノミチ」の和訓を当て、「前」・「中」・「後」に、それぞれ「クチ」・「ナカ」・「シリ」が当てられているのか、それとも、「備」には「キビ」という和訓しか当てられず、「前」・「中」・「後」にそれぞれ「ミチノクチ」・「ミチノナカ」・「ミチノシリ」が当てられているのかははつきりとしない。

ノ「ミチノナカ（道中）」ノ「クニ（国）」になるという。しかしながら、前節木簡④に、「吉備道」や「備道」という表記が、「前」・「中」・「後」をともなわずに確認されることから、「吉備」や「備」と「道」とは切り離すことのできないものである。よって、「吉備道中国」は「キビノミチ（吉備道）」ノ「ナカ（中）」ノ「クニ（国）」であり、「吉備中國」は「キビノミチ（吉備）」ノ「ナカ（中）」ノ「クニ（国）」と読まるべきだろう。すなわち、あくまでも国名表記に限るが、「吉備」は「キビノミチ」を示すのであり、後の「備前」・「備中」・「備後」の「備」に「キビノミチ」の意味が込められていたといえよう。

なお、これに関連して、七道制の成立を論じる際に用いられる『書紀』天武天皇一四年（六八五）九月戊午条を掲げておく。

『和名類聚抄』において、令制国名上の「前」・「中」・「後」は、すべて、それぞれ「ミチノクチ」・「ミチノナカ」・「ミチノシリ」と読まれていて、「前」・「中」・「後」に「ミチ」の読みが込められており、「吉備道」の「道」は、行政区画としての「道」ではなく、「吉備国」が何らかの^{〔14〕}交通路」「ミチ」沿いに分割されたことを意味するとされる。そこでは、例えば「吉備道中國」は、「キビ（吉備）」

直広肆都努朝臣牛飼為東海使者、直広肆石川朝臣虫名為東山使者、直広肆佐味朝臣少麻呂為山陽使者、直広肆巨勢朝臣栗持為山陰使者、直広參路真人迹見為南海使者、直広肆佐伯宿禰廣足為筑紫使者、各判官一人、史一人、巡察國司・郡司及百姓之消息。ここでは、各方面に「使者」を遣わし、彼らに國司・郡司・百姓の消息を「巡察」させている。そして、ここでみられる各方面が、いわゆる七道と近似していることにより、七

道制の成立は天武天皇一四年以前であり、同一⁽¹⁶⁾「一四年」の国境画定事業こそその画期であるとされている。

たしかに、七道制の画期をこの史料にもとめることには首肯できるが、ただ、ここでの道制は、大宝令制下の七道制と完全に同一のものであつたわけではない。『書紀』天武天皇一四年九月戊午条は、六道しか記さず、また「北陸使者」を欠く。さらに、同条では、「山陽使者」と「山陰使者」との順序が大宝令制下とは異なる。大宝令制下では、「山陰使者」が先行し、それに続いて「山陽使者」が記載されるはずである。加えて、当該史料では、大宝令制下の「西海道」ではなく「筑紫」(道)と表記する。これらは、いずれも、天武天皇一四年から大宝令施行に至るまでに、七道制に関して何らかの変動があつたことを物語る。⁽¹⁷⁾

さて、また、『書紀』天武天皇一四年九月戊午条で注目するべきは、各方面に派遣された使者の名称が、「東海使者」・「東山使者」・「山陽使者」・「山陰使者」・「南海使者」・「筑紫使者」であり、いずれも「道」が確認されないことがある。しかし、「東海」・「東山」・「山陽」・「山陰」・「南海」・「筑紫」がそれぞれの「道」を意味していることは間違いない。事実、日本古典文学大系版の『書紀』では、例えれば「東海使者」であれば、「うみつみちのつかひ」という読みを当てている。すなわち、『書紀』天武天皇一四年

九月戊午条の「東海」・「東山」・「山陽」・「山陰」・「南海」・「筑紫」は、それぞれ「東海道」・「東山道」・「山陽道」・「山陰道」・「南海道」・「筑紫道」を意味するのであり、「道」が記されずとも、「道」の意味を含有する地域表記は存在したのである。よって、上述の木簡上における「吉備」が「吉備道」を示しているとしても不思議はない。ただし、「吉備道」は同レベルでの「道」であつたとは思えず、吉備諸国は山陽道に属していたと考える。そのように複雑に絡み合う「道」の重層的関係は、むしろ、その時期こそが七道制の創出期であつたことを示すのであり、以後、徐々にその複雑性が解消されていくことになるのであろう。

以上のように考えると、「吉備道」は、単に交通路としての「ミチ」とは考えにくい。なぜならば、たしかに「吉備」にも交通路としての「ミチ」は当然ながら存在したと考えられるが、地理的にいえば「吉備」は山陽道の中程に位置するのであって、その地域を交通路の名称に冠することは考えにくいからである。

とすれば、「吉備道」の「道」は行政区画としての「道」をも示すのではないだろうか。さらに、それは、大宝令施行後まもなく表記上から消えてしまうものである。それらを考慮すると、そこに想定されうるのは、「吉備道」と吉

備總領（吉備大宰）との関係である。つまり、吉備總領（吉備大宰）の管轄域としての「吉備道」概念が存在したと考えられるのである。⁽¹⁸⁾ただし、その「吉備道」のような、行政区画としての「道」が天武朝以前に遡るとは考えにくく、行政区画を意味する「吉備道」は、天武朝下における国境画定事業の結果、それまでの「吉備國」とほぼ重なるような枠組みとして創出されたものだろう。また、「吉備道」の「道」は、行政区画を意味するとしたが、それは、あくまでも、支配の枠組みであって、ヤマト王権による面的支配が可能になつたことを即座に示すものではない。

四 「吉備道」と吉備總領・吉備大宰

本節では、「吉備道」と関連させて吉備總領・吉備大宰を扱うが、前提として、筆者は總領と大宰とを同一視している。また、「總領」は、史料上では「惣領」・「總領」・「摠領」・「總令」などの表記をとるが、本稿では、史料の直接引用でない限り、「總領」に統一する。

まず、吉備大宰として最初に確認されるのが、石川王である。『書紀』天武天皇八年（六七九）三月己丑条には、

吉備大宰石川王、病之薨_レ於吉備。天皇聞_レ之大哀。

備總領（吉備大宰）との関係である。つまり、吉備總領（吉備大宰）の管轄域としての「吉備道」概念が存在したと考えられるのである。⁽¹⁹⁾ただし、その「吉備道」のような、行政区画としての「道」が天武朝以前に遡るとは考えにくく、行政区画を意味する「吉備道」は、天武朝下における

吉備國」とほぼ重なる地にあってその任にあたつていたことがわかる。

この石川王と同名の人物が、『播磨國風土記』にも登場する。同書揖保郡広山里条によれば、

都可村、以後、石川王、為_ニ總領_ニ之時、改為_ニ廣山里_ニ。とあり、「石川王」が「總領」の時代、都可村が広山里となつたと記されている。当該史料について、従来の吉備研究の立場では、播磨と吉備とが隣接し、「石川王」という同一名の人物が、『播磨國風土記』では「總領」として、

『書紀』では「吉備大宰」として確認されるので、両者を同一人物ととらえ、さらに、二つの記事内容をほぼ同一時期のことであるとする。とはいっても、天武朝では里名改定が一切確認されないため、『播磨國風土記』の当該記事を天智朝下のこととみなしたり、孝德朝下のこととみなしたりする意見も提示されており、やはり、『播磨國風土記』の当該条の内容を考慮すると、それは、天武朝下のことではないという立場をとらざるを得ない。ただし、孝德朝ではやや時代が離れすぎるため、石川王が、播磨において、「總領」として里名改定事業にあたつていた時期は天智朝であったと思われる。

（後略）

その石川王が帶びた「総領」については、単に「総領」

として『播磨国風土記』に登場するため、それは「播磨総領」を示すのであり、吉備大宰とは異なるともされる。⁽²²⁾しかし、大宰・総領が複数国を管轄するという一般的的理解に基づけば、吉備大宰が隣接する播磨地域までもその管下においていたとしても不思議はない。⁽²³⁾『播磨国風土記』揖保郡香山条や讚容郡引船山条によれば、同時期の播磨には「道守臣」が「宰」として赴任しており、総領石川王の下で、国宰道守臣某が行政に従事していたものと考える。

一方の吉備はとすると、第一節で提示したように、壬申の乱当時、「吉備国」には「国守」として当摩公広島が確認される。そのため、天智朝末期の「吉備国」には、上部に播磨も行政下に置く大宰（総領）石川王がおり、その下に国宰として当摩公広島がいたと考えられる。石川王は、大宰（総領）として、「吉備国」と播磨地域を治めていたのだろう。

ところで、壬申の乱の際、吉備の国宰当摩公広島は近江朝廷方にねらわれて暗殺されたにもかかわらず、石川王がねらわれた形跡はない。おそらく、それは、彼が、当時、吉備や播磨にはいなかつたからであろう。『書紀』天武天皇元年六月甲申条には、

鈴鹿関司遣^レ使奏言、山部王・石川王、並来帰之。故

置^レ閥焉。（後略）

とあり、山部王と石川王が、壬申の乱の勃発とともに、それぞれ任地から鈴鹿関に赴いてきたので、関司は彼らを関に配置したとされる。また、続く丙戌条で、

益人到之奏曰、所^レ置^レ閥者、非^二山部王・石川王。是

大津皇子也。（後略）

とされ、関に配置された人物は山部王や石川王ではなく、大津皇子であったとなつており、関に配置された人物は、実は大津皇子であったことがわかる。とはいって、それが、遡つて、甲申条においても誤認されていたのかどうかはわからない。ただ、誤認するにせよ、それが起り得るのは、石川王が大海人皇子軍に参加するという情報を大海人皇子方が把握しているからであり、ここに、石川王が、壬申の乱当時、畿内やその周辺にいた可能性を見いだせる。逆にいえば、当時、吉備や播磨に石川王はおらず、それゆえ、近江朝廷方も彼をねらうことはできなかつたのである。

さらに、この逸話からは、石川王の軍事的特性がうかがえる。すなわち、壬申の乱において、鈴鹿に赴いた直後、石川王や山部王が鈴鹿関に配置されているのは、彼らが軍事的に秀でていたからである。そして、おそらく、その軍事的特性は、石川王を吉備大宰に任命する際の決め手の一つにもなつたことだろう。

総領・大宰には、全面的でないにせよ、軍事的な性格が認められる⁽²⁴⁾といふ。総領・大宰が史料上確認される地域

(常陸・播磨・吉備・周防・伊予・筑紫)のうち、天智朝以降に認められる地域(播磨・吉備・周防・伊予・筑紫)は、すべて瀬戸内沿岸であり、外交・軍事的課題、なかでも、人員・物資の確保や、兵の統率・戦闘などの軍事的課題に対処することが、総領・大宰の重要な職掌であつたことは間違いないだろう。石川王は、そのようなポストに適任であつたといえる。

さて、その石川王が天武天皇八年に没した後、吉備の総領・大宰は、文武天皇四年(七〇〇)まで確認されない。

しかし、この間にも吉備に総領・大宰は赴任していたのであり、前述の「吉備道」が整備されているのは、その時期である。こうした整備の結果、吉備総領・大宰の統治対象は、天智朝では「吉備国」と播磨地域であったが、天武朝で国境画定がなされた後は、おそらく、「吉備道」、すなわち、備前・備中・備後地域に変更されたものと考えられる。文武天皇四年に吉備総領に補任されたのは、上毛野朝臣小足であった。『続紀』同年一〇月己未条によると、

以「直大壱石上朝臣麻呂」為「筑紫總領」。直広參小野朝臣毛野為「大式」。直広參波多朝臣牟後閑為「周防總領」。直広參上毛野朝臣小足為「吉備總領」。直広參百濟王遠

宝為「常陸守」。

とあり、吉備總領とともに、筑紫總領・大式、周防總領、常陸守の補任も行われている。これが史料上確認できる最後の総領補任であつて、この直後に大宝令が施行され、「大宰」は、大宰府関連にのみ限定されるようになつた。ただ、今述べたように、文武天皇四年一〇月の総領補任からほどなくして大宝令が施行された。逆にいえば、そのような時期においてもなお、総領を補任する必要があつたのである。直後にひかえる遣唐使派遣のためなのかはわからないものの、なんらかの外交・軍事上の配慮と思える。

大宝令が施行されると、総領制は廃止される一方、国司制度が整備され、地方制度が整えられていった。その際、吉備總領も廃止されたのだが、この直後に、吉備總領の上毛野朝臣小足が、都に帰任した形跡はない。『続紀』において、彼が次に登場するのは、大宝三年(七〇三)七月甲午条で、そこで彼は下総守に補任されている。注目したいのは、同条において、猪名真人石前が備前守に補任されていることである。そして、また、猪名真人石前が右京大夫に補任された和銅元年(七〇八)三月の同じ日に、百濟王南典が備前守に補任されているのである。⁽²⁵⁾ここに、吉備總領であつた上毛野朝臣小足が、大宝令の施行とともに備前守に転任し、大宝三年七月に、彼が下総守に任命されると

同時に猪名真人石前が備前守に補任され、和銅元年三月に、猪名真人石前が右京大夫に任命されると同時に百濟王南典が備前守に補任されたと想定でき、上毛野朝臣小足が、大宝令施行以降も、⁽²⁶⁾備前守として吉備地域に赴任していたと考えられるのである。

そのように考えると、備前守上毛野朝臣小足は、もと吉備總領として、吉備地域に対し、同時期の備中守や備後守、以後の備前守よりも強い影響力を行使し得る存在となるだろう。また、備前国司とは対照的に、『続紀』において、備中・備後国司に補任された人物の具体名が和銅元年まで挙がらないのだが、このことは、吉備地域における、備前守の相対的地位の高さを示すものと考えられる。当然ながら、こうした観念は、大宝令施行とともに創出されたとは考えにくく、大宝令作成期以前からのヤマト王権側の観念に基づくものなのだろう。

おわりに

吉備地域は、七世紀後半の天武朝で、「吉備国」が三国に分割された後もなお、総領・大宰の下、「吉備道」というある一定の枠組みを以てヤマト王権から把握された。その「吉備道」という枠組みは、大宝令の施行とともに廃止

されたと思われるが、その一方で、同令の施行後、総領・大宰制が解体されて、国司制度が整備されていくなかでも、「吉備道」を用いた国名表記や、吉備總領の影響など、実際は、部分的にではあれ、残存していたことがわかる。同時に、大宝令制定期における備前地域の相対的地位の高さもうかがえるが、これは、在地での認識は別であれ、前代からの王権側の意識を反映するものであつただろう。それは、また、一説に備前地域に設定されたといわれる白猪屯倉・児島屯倉を設置した頃からのものだったのかもしない。

いずれにしろ、大宝令が施行され、運用され始め、大宝令制前の遺制が徐々に薄まっていくなかで、「律令」国家による支配が吉備地域にも浸透していく。その過程で、吉備の内実をより詳細に把握していく朝廷は、次なる策として、備前国北部を分離して美作国を設置したものと考えられる。こうして、かつての「吉備」は、美作国・備前国・備中國・備後国に分けられていったのである。

註

- (1) 『続紀』和銅六年(七一三)五月甲子条。
- (2) 直木孝次郎「古事記の国名表記について」(『飛鳥奈良時代の研究』塙書房、一九七五年、初出一九七二年)、野村

忠夫「律令的行政地名の確立過程——ミノ関係の木簡を手掛かりに」(『律令政治と官人制』吉川弘文館、一九九三年、初出一九七八年)。

(3) 鎌田元一「律令制国名表記の成立」(『律令公民制の研究』塙書房、二〇〇一年、初出一九九五年)。

(4) 鐘江宏之「「國」制の成立」(笛山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集 上巻』吉川弘文館、一九九三年)・「七世紀の地方社会と木簡」(森公章編『日本の時代史³ 倭国から日本へ』吉川弘文館、二〇〇一年)。

(5) 『岡山県史 古代II』(吉田晶担当部分、一九九〇年)は、大宝令施行後に、表記が「備前国」・「備中國」・「備後国」に統一されたとする一方、それ以前については、それら三表記に加え、「備道前国」や「吉備中國」が「混在」していたとする。

(6) 中山薰「吉備国と吉備大宰について」(『続日本紀研究』¹²⁷、一九六五年)・「備前・備中・美作三国の成立とその背景」(『人文地理』⁹²⁻¹、一九七〇年)、吉田晶「国造本紀における国造名」(『日本古代国家成立史論』東京大学出版会、一九七三年、初出一九七一年)、前掲註(5)『岡山県史 古代II』(吉田晶担当部分)、狩野久「美作国の成立」(『年報津山弥生の里』⁶、一九九九年)など。

(7) 中西康裕「古代総領制の一考察」(亀田隆之先生還暦記念会編『律令制社会の成立と展開』吉川弘文館、一九八九年)。

(8) 鐘江前掲註(4)論文(一九九三年)、荒井秀規「領域

区画としての国・評(郡)・里(郷)の成立」(奈良文化財研究所編『古代地方行政単位の成立と在地社会』二〇〇九年)など。

(9) 各木簡のデータ並びに凡例は、すべて、奈良文化財研究所「木簡データベース」に基づく。なお、各木簡は、以下の報告書で確認した。①:『飛鳥藤原京木簡』、②:『藤原宮木簡』²、③④⑤⑥⑦⑨⑩⑪⑫:『飛鳥藤原宮発掘調査出土木簡概報』五、⑧⑯:『飛鳥藤原宮発掘調査出土木簡概報』一〇、⑪:『飛鳥藤原宮発掘調査出土木簡概報』六、⑫:『飛鳥藤原京木簡』、⑬:『藤原宮木簡』、⑭:『評制下荷札木簡集成』、⑯:『飛鳥藤原宮発掘調査出土木簡概報』二三。

ちなみに、検討対象木簡の出土遺跡は、それぞれ、①が藤原京左京七条一坊西南坪、②～⑪及び⑯～⑯が藤原宮跡北辺地区である。

(10) 奈良国立文化財研究所『飛鳥藤原宮発掘調査出土木簡概報』五(一九八〇年)。

(11) なお、⑤の冒頭部は「□□年」となっており、「□□」に干支が入るとすると、⑤が大宝令施行以前に書されたものである可能性も否定はできないが、大宝令施行以後でも干支年をもつ木簡が確認されること、及び⑤の出土状況とを根拠として、⑤は、大宝令施行後の記載であると考える。

(12) 奈良国立文化財研究所『飛鳥藤原宮発掘調査出土木簡概報』六(一九八一年)。

- (13) 「備道前国」表記は、「吉備道前国」や「吉備前国」が「備前国」になる過程を示しているものと考えられる。「備道前国」には「吉」がなく、それは、「備前国」・「備中國」・「備後国」と共通する事象だからである。ここに、国名表記統一の際、国名表記から「吉」を除く原理、または、国名表記に「備」を残す原理のいずれかが存在したことを想定できる。
- なお、「吉備道□国」や「吉備□国」が編纂史料において確認されるのは、唯一、『令集解』職員令1神祇官条「古記」所引の（官員令）「別記」においてである。そこでは、「吉備前国」という表記が確認でき、これは、大宝令施行直後においては、まだ、「備前国」表記が確立していないことを物語る。
- (14) 鐘江前掲註（4）論文（一九九三年）。
- (15) あるいは、「吉備」や「備」に「キビノミチ」の意が込められると同時に、「前」・「中」・「後」が、それぞれ「ミチノクチ」・「ミチノナカ」・「ミチノシリ」と読まれた結果、重複した「ミチ」を一つにしたのだろうか。ただし、いざれにしろ、『和名類聚抄』編纂当時に、「備」が、「キビ」ではなく、「キビノミチ」を示すという意識があつたか否かはわからない。
- (16) 例えば早川庄八『律令国家』（小学館、一九七四年）。
- (17) この点については、田中卓「尾張国はもと東山道か」（『田中卓著作集6 律令制の諸問題』国書刊行会、一九八六年、初出一九八〇年）ほか、多数の研究が指摘する。

- (18) 「岡山県史 古代II」（門脇禎二担当部分、一九九〇年）。
- (19) 山田英雄「もう一つの道制試論」（『日本古代史攷』岩波書店、一九八七年、初出一九七六年）、前田春人「四方国＝四道」制の構造」（『日本古代の道と衢』吉川弘文館、一九九六年、初出一九八四年）、前掲註（18）『岡山県史 古代II』（門脇禎二担当部分）。
- (20) 中西正和「古代総領制の再検討」（『日本書紀研究』第一三冊、塙書房、一九八五年）。
- (21) 篠川賢「国宰制の成立と国造」（『日本古代国造成の成立』吉川弘文館、一九九六年、初出一九八七年、原題「国司制成立過程の再検討」）。
- (22) 中西前掲註（20）論文、篠川前掲註（21）論文。
- (23) 兩地域は隣接するため密接な関係があることはいうまでもないが、例えれば、『古事記』孝靈天皇段では、吉備を「平定」する際、播磨を「道口」としている。
- (24) 家令俊雄「上代に於ける総領の研究」（『芸林』4—2、一九五三年）、坂元義種「古代総領制について」（『ヒストリア』36、一九六四年）。
- (25) 『続紀』和銅元年（七〇八）三月丙午条。
- (26) 中西前掲註（7）論文、龜井輝一郎「大宰府覧書（二）」（『福岡教育大学紀要』第二分冊社会科編⁵⁴、一〇〇五年）・「同（三）」（『同』同⁵⁵、一〇〇六年）。